

| 航空自衛隊仕様書 | | | |
|----------------|-----------|----------------|-------------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 装備品等仕様書 | |
| | 性質による分類 | 個別仕様書 | |
| 物品番号 | | 仕様書番号 | |
| 品名 又は 件名 | 救命装備品用部品 | 4補LPS-100002-3 | |
| | | 作成 | 平成25年 8月 2日 |
| | | 改正 | 令和 5年 3月17日 |
| | | | 令和 6年 4月 3日 |
| 作成部隊等名 | 第 4 補 給 処 | | |

1 一般事項

1.1 一般事項

この仕様書は、航空自衛隊で使用する救命装備品用部品（以下，“部品”という。）の既製品の調達について規定する。部品の仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習（以下，“業者規格等”という。）による。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1 高圧ガス保安法認定部品

高圧ガス保安法の第14条ただし書に定める“設備の軽微な変更”に該当する部品で、認定試験者試験等成績書の添付を要する部品

1.2.2 成績書等

高圧ガス保安法の第14条ただし書に定める“設備の軽微な変更”に該当する部品の機能及び性能を証明する書類で、認定試験者試験等成績書又は同種の証明書類

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-B99001 航空機用機器工具一般共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

| | |
|----|----------|
| 品名 | 救命装備品用部品 |
|----|----------|

b) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

2 品名等

この仕様書で調達する部品の物品番号，部品番号，品名，要求番号，単位及び数量は，調達品目表（以下，“品目表”という。）に示す。

3 特別な要求

3.1 部品の表示

部品の表示は，C&LPS-Y00007の2.4による。ただし，業者規格等に銘板（材料及び塗料）及び加工方法の指定がある場合は，その指定による。

3.2 製品検査

業者規格等に基づく社内検査に合格し，かつ，部品の品質保証ができなければならない。

3.3 機能・性能

製品は，IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお，製品に対する適用の有無については，品目表に示す。

3.4 包装

包装は，品目表に示す場合を除き，C&LPS-B99001の3.1による。

なお，この仕様書の3.5.1 b)に該当する場合は，個装及び外装に“成績書在中”と朱色で明示する。

3.5 その他の指示

3.5.1 提出書類

提出書類は，次による。

- a) 類別原資料 類別原資料は，品目表に示す品目のうち，特に示す場合，C&LPS-Y00007の4.1.1により提出する。
- b) 成績書等 成績書等は，高圧ガス保安法認定部品に添付する。
- c) 特定化学物質等の資料 特定化学物質等の資料は，部品に特定化学物質等が使用されている場合，C&LPS-Y00007の4.1.3により提出する。

3.5.2 期限統制等

期限統制等は，C&LPS-Y00007の4.8による。

| | |
|----|----------|
| 品名 | 救命装備品用部品 |
|----|----------|

3.5.3 部品に関する資料の提供

契約の相手方は、部品の納入後、部品に不具合があり、官から部品に関する資料等（製品仕様、規格、性能、その他）の要求があった場合は、速やかに資料を提供する。

3.5.4 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守する。

3.5.5 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容について疑義がある場合は、監督官等を通じて分任支出負担行為担当官に申出る。

4 監督・検査

監督・検査は、分任支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領による。